

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中チを削り、リをチとし、ヌからカまでをリからワまでとし、同項ヨ中「一九〇円」を「六八〇円」に改め、同項中ヨをカとし、タからウまでをヨからムまでとし、キを削り、ノをウとし、オをキとし、クをノとし、ヤを削り、マをオとし、ケをクとし、同表第六項中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホを削り、ヘをニとし、トからルまでをホからリまでとし、その次に次のように加える。

ヌ マルチミル（食品用）	一時間	四二〇円
--------------	-----	------

別表第一第一号の表第六項中ヲをルとし、ワからソまでをヲからレまでとし、その次に次のように加える。

ソ 食品用乾燥機	一時間	一九〇円
----------	-----	------

別表第一第一号の表第八項タを削り、同表第九項中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 顕微ラマン分光光度計	一時間	四、〇〇〇円
--------------	-----	--------

(16) 熱分析装置による分析	一試料	三、八八〇
	一測定	
(17) X線回折装置による分析	一試料	九、七七〇
	一測定	
(18) アルコールアナライザによる定量分析	一試料	二、四二〇
	一測定	
(19) 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料 一測定
	酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一四、三〇〇 （一試料を増ごとに四、三〇円を加える）
苦味、旨味、酸味、塩味、苦味、旨味	一試料	一九、八〇〇
	一測定	（一試料を増

別表第二第一号の表第一項中

円 円 円 円 円 円 円

を

(16) 顕微ラマン分光光度計による分析	試料分析	一試料	九、八二〇円
	イメー グ	一時間	一五、二〇〇円 (一時間を増す ごとに六、九〇 〇円を加える。)
(17) 熱分析装置による分 析	一試料	一測定	三、八八〇円
	一試料	一測定	九、七七〇円
(18) X線回折装置による 分析	一試料	一測定	二、四二〇円
	一試料	一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)
(19) アルコールアナライ ザによる定量分析	一試料	一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)
	一試料	一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)
(20) 味覚セ ンサによ る分析	酸味、塩味、 苦味、旨味 及び渋味測 定	一試料 一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)
	酸味、塩味、 苦味、旨味、 渋味及び甘 味測定	一試料 一測定	一四、三〇〇円 (一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)

に改め、同表第二

項中

(8) 粒度分布試験	一試料	五、三三〇円
一項目	一試料	五、三三〇円

を

(8) 粒度分布試験	一試料	五、三三〇円
(9) ぬれ性試験	一試料	五、三三〇円

一試料	五、三三〇円
一項目	五、三三〇円
一試料	三、三〇〇円
一測定	(一測定を増す)

に、

(1) 膜厚測 定	電解式によ るもの	一試料	二、
	蛍光X線式 によるもの	一試料	(一層

渋味及び甘 味測定	ごとに五、一 〇円を加える
--------------	------------------

ごとに九三〇円を加える。)

とに四加える

六〇〇円
二一〇円を増すご
〇〇円を
)

を

(1) 膜厚測定
一試料 六〇〇円
一層

に、

(5) 複
(6) 券

合サイクル試験	二四時	八、九三〇円 (二四時間までを増すごとに四、七三〇円を加える。)
間	二四時	八、九三〇円
一込め	一時間	二、六九〇円
一時間		

を

(5) 複合サイクル試験
二四
間

時
八、九三〇円
(二四時間までを増すごとに四、七三〇円を加える。)

に改め、同表第三項中

(8) 非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定	(9) ねじの測定	一試料 一測定
------------------------	------------	-----------	------------

一五、五〇〇円
(一測定を増すごとに五、七八〇円を加える。)

を

(8) 非接触三次元測定機
による測定

一試料 一測定	一五、五〇〇円 (一測定を増すごとに五、七八〇円を加える。)
------------	-----------------------------------

に改

(4) 衝撃試験片調製	三〇分	一、七五〇円
(5) 硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円

め、同表第七項中

(10) よる調製	(9) 製	(8)	(7)	(6)
平面ミリング装置に	精密研磨器による調	工芸材料試験片調製	X線マイクロアナ	顕微鏡試験片調製
一試料	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分
九一〇円	二、六一〇円	一、一〇〇円	一、三五〇円	七六〇円

を

(7)	(6)	(5)	(4)
よ	イ		

硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円
顕微鏡試験片調製	三〇分	七六〇円
X線マイクロアナ	三〇分	一、三五〇円
ザ試験片調製		
平面ミリング装置に	一試料	九一〇円
る調製		

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。